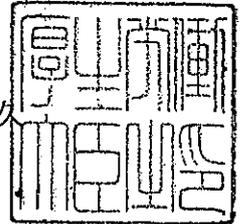


厚生労働省発能 1227 第 1 号
平成 25 年 12 月 27 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という）。

（附則第三条に規定する車両系建設機械に係る技能講習（労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習をいう。以下同じ。）の修了資格の取得に係る職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例を、

平成二十七年三月三十一日まで延長するとともに、小型移動式クレーン、フォークリフト及び玉掛けに係る技能講習の修了資格の取得に係る職業訓練も対象とすること。

第二 施行規則附則第三条の三に規定する特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例を、平成二十七年三月三十一日まで延長すること。

第三 この省令は、公布の日から施行すること。